

第1条（規定の内容）

本規定は会員がスペシャルオリンピックス日本・徳島の活動に際し、必要とする場合の旅費・大会参加費について定める。

第2条（旅費の種類）

この規定によって支給される旅費・大会参加費とは、次のものをいう。

- ・大会選手団登録費
- ・旅費交通費

第3条（選手団登録費）

選手団派遣費は、徳島県以外で競技が行われる場合、該当する会員の中の選手団に支給する。支給金額については、つぎのとおりとし、運営委員会で決定する。支給額以下のとおりする。

尚、派遣費用は、対象者は年2回までを支給、3回目以降は個人負担とします。

- ① ワールドゲーム派遣費（登録費・交通費）地区負担額の2分の1を上限として支給する。
- ② ワールドゲーム以外の登録費は実費を全額支給とする。

第4条（旅費交通費）

旅費交通費は、徳島県以外に会員が活動のために出張する場合、必要とする旅費交通費を請求により支給する。支給額は以下のとおりする。

1. 競技会参加旅費交通費

徳島県以外で競技が行われる場合、該当する会員の中の選手団に支給する。支給金額については、つぎのとおりとし、運営委員会で決定する。

支給額以下のとおりする。

尚、競技会参加旅費交通費は、対象者は年2回までを支給、3回目以降は個人負担とします。

1. アスリート

- ① ナショナルゲーム、10,000円を上限として支給する。
- ② 海外招待大会、10,000円を上限として支給する。
- ③ 国内のブロック別大会、招待大会 5,000円を上限として支給する。

2. 選手団役員・コーチ

請求により全額支給する。

2. コーチクリニック参加旅費交通費

コーチクリニック参加旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。

3. SO日本が主催するコーチトレーニング旅費交通費

SO日本が主催するコーチトレーニング旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。

4. 会議旅費交通費

SO日本及び、他地区組織が主催する会議旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。

第5条（自己車両を使用したとき）

会員が出張に当たって自己の車両を使用したときは、次の算式により計算した金額を交通費として計算する。高速代金等については、第4条の規定を基に交通費として支払う。

出張に要した距離(キロ数)×(1キロ当りの燃料費=15円)=交通費

第6条（費用の精算）

旅費が発生した場合は、遅滞なく事務局に報告すると共に、所定用紙を提出し、旅費の精算をしなければならない。

第7条（旅費の仮払）

旅費は、事前に届出することにより、必要な仮払いを受けることができる。

第8条（改廃）

この規定を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

第8条（施行細則）

この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

第9条（補足）

この規定に定める以外の事項が発生した事項は、会長、事務局長が協議したうえ、施行する。後日、理事会の議を経て、会長が定める。

附則

この規定は、平成14年2月17日から施行する。

本規則は、平成17年2月13日から改定施行する。

本規則は、平成24年1月29日から改定施行する。

平成14年2月17日

NPO 法人スペシャルオリンピックス日本・徳島
〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59

平成 17 年 2 月 13 日改訂内容

【改訂前】

第 3 条 (選手団派遣費)

選手団派遣費は、徳島県以外で競技が行われる場合、該当する会員の中の選手団に支給する。支給金額については、理事会で決定する。

2. 支給金額の決定について、緊急を要する場合は、会長と事務局長が協議のうえ決定する。

第 4 条 (旅費交通費)

旅費交通費は、徳島県以外に会員が活動のために出張する場合、必要とする旅費交通費を請求により支給する。支給金額は以下のとおりとする。

1. コーチクリニック参加旅費交通費
コーチクリニック参加旅費交通費は、該当する会員に交通費の半額を請求により支給する。宿泊費、参加費は、各自個人負担とする。
2. SO 日本が主催するコーチトレーニング旅費交通費
SO 日本が主催するコーチトレーニング旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。
3. 会議旅費交通費
SO 日本及び、他地区組織が主催する会議旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。

【改訂後】

第 3 条 (選手団派遣費)

選手団派遣費は、徳島県以外で競技が行われる場合、該当する会員の中の選手団に支給する。支給金額については、つぎのとおりとし、理事会で決定する。

2. 支給額
 - ① ワールドゲーム派遣費 地区負担額の 2 分の 1 を上限として支給する。
 - ② ナショナルゲーム派遣費 参加費 5,000 円を上限として支給する。
 - ③ 海外招待大会派遣費 5,000 円を上限として支給する。
 - ④ 国内・ブロック別大会、招待大会 2,000 円を上限として支給する。

第 4 条 (旅費交通費)

旅費交通費は、徳島県以外に会員が活動のために出張する場合、必要とする旅費交通費を請求により支給する。支給額は以下のとおりとする。

1. コーチクリニック参加旅費交通費
コーチクリニック参加旅費交通費は、該当する会員に交通費および参加費の全額を請求により支給する。宿泊費は、個人負担とする。
2. SO 日本が主催するコーチトレーニング旅費交通費
SO 日本が主催するコーチトレーニング旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。
3. 会議旅費交通費
SO 日本及び、他地区組織が主催する会議旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。

平成 24 年 1 月 29 日改訂内容

【改訂前】

第 3 条 (選手団派遣費)

選手団派遣費は、徳島県以外で競技が行われる場合、該当する会員の中の選手団に支給する。支給金額については、つぎのとおりとし、理事会で決定する。

2. 支給額
 - ① ワールドゲーム派遣費 地区負担額の 2 分の 1 を上限として支給する。
 - ② ナショナルゲーム派遣費 参加費 5,000 円を上限として支給する。
 - ③ 海外招待大会派遣費 5,000 円を上限として支給する。
 - ④ 国内・ブロック別大会、招待大会 2,000 円を上限として支給する。

第 4 条 (旅費交通費)

旅費交通費は、徳島県以外に会員が活動のために出張する場合、必要とする旅費交通費を請求により支給する。支給額は以下のとおりとする。

1. コーチクリニック参加旅費交通費
コーチクリニック参加旅費交通費は、該当する会員に交通費および参加費の全額を請求により支給する。宿泊費は、個人負担とする。

第 5 条 (自己車両を使用したとき)

出張に要した距離(キロ数)×(1キロ当りの燃料費=1.0円)=交通費

【改訂後】

第 3 条 (選手団派遣費)

選手団派遣費は、徳島県以外で競技が行われる場合、該当する会員の中の選手団に支給する。支給金額については、つぎのとおりとし、運営委員会が決定する。

- 支給額以下のとおりとする。尚、派遣費用は、対象者は年 2 回までを支給、3 回目以降は個人負担とします。
- ① ワールドゲーム派遣費 (登録費・交通費) 地区負担額の 2 分の 1 を上限として支給する。
 - ② ワールドゲーム以外の登録費は実費を全額支給とする。

第 4 条 (旅費交通費)

旅費交通費は、徳島県以外に会員が活動のために出張する場合、必要とする旅費交通費を請求により支給する。支給額は以下のとおりとする。

1. 競技会参加旅費交通費
徳島県以外で競技が行われる場合、該当する会員の中の選手団に支給する。支給金額については、つぎのとおりとし、運営委員会が決定する。支給額以下のとおりとする。尚、派遣費用は、対象者は年 2 回までを支給、3 回目以降は個人負担とします。
 1. アスリート
 - ① ナショナルゲーム、10,000 円を上限として支給する。
 - ② 海外招待大会、10,000 円を上限として支給する。
 - ③ 国内のブロック別大会、招待大会 5,000 円を上限として支給する。
 2. 選手団役員・コーチ
請求により全額支給する。
2. コーチクリニック参加旅費交通費
コーチクリニック参加旅費交通費は、交通費、宿泊費、参加費を請求により全額支給する。

第 5 条 (自己車両を使用したとき)

出張に要した距離(キロ数)×(1キロ当りの燃料費=1.5円)=交通費